

感染を防ぐための企業の安全配慮義務の内容

弁護士 大鼓利枝

弁護士 山田 瑤

Question

COVID-19の影響下において、安全配慮義務の観点からどのような対応をすべきでしょうか。

Answer

使用者は、従業員に対して安全配慮義務を負っており（労契法第5条）、従業員の生命・身体の安全を確保できる限度において、指揮命令権を行使できる（すなわち、業務に従事するよう指示できる）と考えられています。

COVID-19の感染者が発生し続けている一方、ワクチン等は未開発である現況において、安全配慮義務を果たすために会社が採るべき対応は、業種、地域等の具体的状況にもよりますが、厚労省等の官庁や経団連等の業界団体が出している指針は参考になり、例えば、以下の対応は、業種等にかかわらず、基本的には行うべきと考えられます。

- ・身体的距離の確保、手洗い、換気、マスクの着用、トイレ利用やごみ捨ての方法（ハンドドライヤーの使用禁止、トイレのふたを閉めて流す、唾液や鼻水のついたごみの密閉廃棄等）といった基本対策のルール化と徹底
- ・従業員の体調確認
- ・リモートワーク、時差通勤、休憩の時差取得、Web会議、アクリル板等の活用
- ・機器の共同利用の回避、消毒
- ・感染及びそのおそれへの対応（申告義務、自宅待機等）のルール化と徹底

1. はじめに

COVID-19 は新型の感染症で、その感染方法、症状、予防・治療法について未解明のことが多い中、従業員の健康を確保しつつ、事業は継続させる必要があります、ご対応に苦慮されていることと存じます。COVID-19 との「付き合い」の長期化が予測されていますので、本稿では、COVID-19 の影響下において、安全配慮義務の観点からどのような対応をすべきか、検討いたします。

2. 安全配慮義務とは

労働契約法（以下「労契法」といいます。）第5条において、「使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするものとする。」と定められており、これが、いわゆる安全配慮義務です。安全配慮義務は、法律関係（例えば、雇用関係）に基づいて特別な社会的接触に入った場合に、当該法律関係の付随義務として信義則上負うものとして、1975年にまずは判例で確立され、2007年に労契法に定められました。

安全配慮義務の内容については、事業遂行に用いる物的施設（設備）と人的組織の管理を十全に行うことと考えられており¹、結果が発生してしまった場合も、管理がきちんとして行われていれば、安全配慮義務違反はないということもございます。

ところで、使用者は、従業員に対して、労働契約を根拠に業務上の指揮命令権を有しており、従業員が指揮命令に従わないと、原則として従業員側の債務不履行・契約違反となります。

ただ、使用者による指揮命令権は無制限に行使できるものではなく、権利の濫用（民法第1条第3項、労契法第3条第5項）に該当する場合等は、違法・無効です。

上述のとおり、使用者は従業員に対して安全配慮義務を負うことから、使用者の指揮命令権は、安全配慮義務に違反しない範囲で行使することができると考えられています。例えば、事業を継続するためにどんなに必要であったとしても、従業員の健康を害するような作業を命じることはできないと考えられます。

3. COVID-19 の影響下における安全配慮義務の内容について

COVID-19 の感染者は発生し続けている一方、ワクチン等は未開発である現況において、安全配慮義務に基づく対応は必要です。上述のとおり、安全配慮義務とは、物的施設と人的組織の管理を十全に行う義務ですので、COVID-19 との関連では、COVID-19 の情報収集及び適切な理解をした上で、それに基づいて、設備・勤務環境を整備すること、業務遂行・感染時のルールを定め、徹底することなどが必要と考えられます。なお、情報収集にあたっては、様々な情報が錯そうしていますが、政府の公表や、使用者の具体的状況を理解している産業医等の見解をベースにすることが安全と考えます。

COVID-19 については、未解明のことが多い上、必要・合理的な対応は業種・地域等の具体的な状況（例えば、頻繁に不特定多数の者と接することがあるか、オフィスや通勤圏の感染者数は多いか）にもよりますが、厚労省等の官庁や経団連等の業界団体が出している指針は参考になると考えます。

¹ 菅野『労働法』（弘文堂、第12版、2019）673頁

発表されている指針等の一例は、以下のとおりです。

厚労省「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」

<https://www.mhlw.go.jp/content/11302000/000657476.xlsx>

経団連「オフィスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」

http://www.keidanren.or.jp/policy/2020/040_guideline1.html

経団連「製造事業場における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」

http://www.keidanren.or.jp/policy/2020/040_guideline2.html

以上を踏まえ、業種等にかかわらず、基本的には行うべき対応は、以下のとおりと考えられます。

・身体的距離の確保、手洗い、換気、マスクの着用、トイレ利用やごみ捨ての方法（ハンドドライヤーの使用禁止、トイレのふたを閉めて流す、唾液や鼻水のついたごみの密閉廃棄等）といった基本対策のルール化と徹底
・従業員の体調確認
・リモートワーク、時差通勤、休憩の時差取得、Web会議、アクリル板等の活用
・機器の共同利用の回避、消毒
・感染及びそのおそれへの対応（申告義務、自宅待機等）のルール化と徹底

4. 結語

COVID-19 についての解明状況、感染者の発生状況等によっては、求められる対応の内容が異なってくる可能性もございますので、引き続き状況を注視頂ければと存じます。

以上